

新潟労働局長（以下、「当局」という。）は、令和7年7月17日（木）、全労働省労働組合新潟支部執行委員長（以下、「全労働新潟支部」という。）と交渉を行った。

この交渉の概要は、次のとおりである。

### 【全労働新潟支部】

#### 1 労働行政体制の拡充について

政府の重要施策である「働き方改革」「三位一体の労働市場改革」や新たな総合経済対策など様々な施策を担う労働行政の役割に相応しい体制確立のため、非常勤職員を含めて労働行政職員の大幅増員を図ること。窓口取扱時間（受付時間）の設定部署を拡大すること。

#### 2 賃金の改善等について

消費者物価の急騰が続き終息の兆しがなく、生活費水準が高止まりしている中、公務・民間ともに物価高騰に見合う大幅賃上げが必要。政府は賃金引上げを最重要政策と掲げており、公務職場から賃金引上げを行い、全体の賃金水準の底上げを図ること。ほか、給与構造改革等によって生じた不公平な地域間格差と世代間格差を解消すること。高齢層職員の賃金水準抑制を行わないこと。通勤手当及び寒冷地手当の支給額や地域の改善を行うこと。

### 【当局】

#### 1 労働行政体制の拡充について

「労働行政体制の拡充」については、労働行政の重要性をアピールするなど、引き続きあらゆる手段を尽くして、取り組んでまいりたい。

今年度も安定系で増員になったことは、これまでの労使双方の努力の成果であると考えている。しかし、まだまだ十分な体制だとは言えず引き続き増員が必要だと認識している。

国の重要政策である「働き方改革」、政府の新しい資本主義における「賃上げや人への投資」は、労働行政が一体となって取り組むべき課題であり、行政体制の確立のため、まずは定員の確保、次に更なる増員に向け、局幹部等も含めてあらゆる機会を捉えて本省幹部に現状の状況を訴え、行政体制の確保に努めてまいりたい。

#### 2 賃金の改善等について

賃金・諸手当は、職員及び家族の生活に大きく関わる問題であり、職員のモチベーションにも大きく影響する重要な問題であると認識している。

労働局職員の処遇改善等に関しては、7月7日に人事院関東事務局要請を行い、地域手当と寒冷地手当については、手当額及び対象地域について、実情に即した見直しを行うよう要請してまいったが、引き続き努力したい。